ウルグアイのフリーゾーン

森田 広一郎

はじめに

2015年11月、バスケス・ウルグアイ大統領が日本を訪問し、安倍総理大臣と首脳会談を行ったほか、二国間関係や国際場裏における協力関係を促進するべく、日・ウルグアイ共同声明を発表した。同共同声明では、安倍総理が南米地域、特にメルコスール加盟国の物流ハブであるウルグアイの地理的重要性を強調し、日本とウルグアイの経済関係の更なる強化を確認したほか、安倍総理が対ウルグアイ投資に関する日本企業の関心を強調し、進出日本企業へのウルグアイ政府からの支援に期待を表明したのに対し、バスケス大統領からウルグアイの良好な外資投資環境を再確認し、進出日本企業への支援を惜しまない旨表明したとされている。

また、バスケス大統領の訪日には、ニン・ノボア外相のほか、アストリ経済財務大臣が同行したのに加え、企業関係者も多数訪日し、両国企業が集った投資セミナー“Building Bridges Japan－Uruguay”が開催されるなど、二国間経済関係の文脈からも重要な大統領訪日となった。

本稿では、この二国間経済関係強化のために重要なツールの1つとなりうるウルグアイのフリーゾーンに関し、外国との関係を含む規定や現状、12あるフリーゾーンそれぞれの概要などを紹介した上で、今後の展望と期待を述べることとしたい。

フリーゾーンの規定

(1) 概要

ウルグアイでは、1923年にコロニア及びヌエバ・パルミラというフリーゾーンが作られたのが最初であるが、その後の87年にフリーゾーン法（法律第15921号）が制定され、現在に至っている。同法では、投資促進、輸出増加、雇用拡大、国際経済への統合が目的として掲げられている。

フリーゾーンの開設は、運営企業による経済財務省への開設申請に基づき、同省によって審査され、政令によって認可される。なお、業種に制限は無い。

フリーゾーン進出にあたっては、外国企業であっても国内企業と等しく扱われ、特別な手続きも必要無いが、各企業の従業員の75%はウルグアイ人でなければならない。

フリーゾーン進出企業に対しては、既存の税及び今後導入されるいかなる税も免税となる旨、上記フリーゾーン法で規定されている。ただし、ウルグアイ国内からフリーゾーンへの販売はウルグアイからの輸出、フリーゾーンからウルグアイ国内への販売はウルグアイへの輸入とみなされ、課税対象となる。

(2) 外国との関係

メルコスール（南米南部共同市場、ウルグアイのほか、アルゼンチン、パラグアイ、ブラジル及びベネズエラで構成。ボリビアは加盟各国議会の批准待ち）域内のフリーゾーンはすべて同じルールが適用されており、メルコスール内のフリーゾーンからメルコスール域内国への輸出についてはメルコスール域外からの輸出とみなされるため、メルコスール対外共通関税が課せられる。

ただし、ウルグアイが持つ二国間での合意に基づき、一部の条件を満たせばこの限りではない。例えば、ウルグアイのコロニア・フリーゾーン及びヌエバ・パルミラ・フリーゾーンからの特定の産品（コロニアにおける飲料の原料及び油等、ヌエバ・パルミラにおける穀物等）については、ブラジルとの合意に基づき、ブラジルのマナウス・フリーゾーンに無税で輸出することができるほか、ウルグアイのコロニア・フリーゾーンで生産された特定の製品（飲料関連品）は、アルゼンチンとの合意に基づき、アルゼンチンに無税で輸出することができる。また、逆にウルグアイはブラジルのマナウス・フリーゾーン及びアルゼンチンのフエゴ島の特別税関地域からの特定の製品（マナウスからはバイク、コピー機等）を無税で輸入できる。

さらに、メルコスール域外国との関係でも、二国間合意が存在する場合がある。例えば、ウルグアイはメキシコと経済補完協定を締結しており、その中で、ウルグアイのフリーゾーンはウルグアイ国内として扱われると規定されているため、ウルグアイのフリーゾーンからメキシコへの輸出には、メキシコ側で関税が課せられない。また、メルコスールとチリとの経済補完協定により、ウルグアイのフリーゾーンで生産された

ものをチリへ輸出する場合にも、関税は課せられない。さらに、メルコスールとイスラエルとの間の自由貿易協定（FTA）またメルコスールとインドとの間の特恵関税協定の各規定により、ウルグアイのフリーゾーンからイスラエル及びインドへの輸出についても、関税は課せられないこととなっている。

フリーゾーンの現状

現在、ウルグアイには12カ所のフリーゾーンが存在する（それぞれの詳細については下記「主なフリーゾーンの概要」及び図1参照）。各フリーゾーンの運営企業の開発計画及び実際の利用企業の業種により、大きく工業、商業・ロジスティックス、サービス、混合型の4つに分類される。商品の目的地は利用企業ごとに大きく異なるが、ロジ拠点を置く企業は南米を対象としている企業が多い半面、大豆、木材パルプは、中国、欧州等、ペプシ系飲料の原料は日本等世界各国に出荷されている。また、フリーゾーン内へのサービス提供は免税となるため、他のフリーゾーンも含むフリーゾーン内企業の顧客を対象とする人材派遣、会計、法律等のサービス会社もフリーゾーン内に存在する。

外国企業がウルグアイのフリーゾーンにロジ拠点及び事務拠点を置く際の大きな理由として、政治・経済・社会の安定性があること、ドルでの預金・決済も可能なこと、教育水準の高い人的資源があること等が挙げられる。また、フリーゾーン内での業務に制限はなく、仕分け・梱包作業等を自由に行えるため、ロジ拠点としてフリーゾーンを利用している企業は、商品の送付先をその時々の輸出先国の状況、需要及び在庫状況を確認しながら管理しており、この点も外国企業がウルグアイのフリーゾーンに拠点を置く1つの理由になっていると考えられる。さらに、ウルグアイでは労働争議が頻繁に発生しているが、労働環境がより整っているフリーゾーン内ではほとんど起きていない。

フリーゾーンでは約1,560社が稼働しており、フリーゾーンの総就業者は約1.5万人（2012年推計）であり、06年～10年の間の増加率は12%という統計もある。また、フリーゾーン内総生産額は約14億ドルで、対GDP比は3.7%（いずれも10年）。さらに、06年～13年の累計投資額は約40億ドルとなっている。

フリーゾーンの輸出総額（財のみ）は、フリーゾーンからの輸出額から、ウルグアイ国内からフリーゾーンへの原料等の輸出額を差し引いて算出され、約9.7億ドル（14年）であった。一方、ウルグアイ国内の輸出総額は約91億ドル（14年）であり、フリーゾーンからの輸出額は全体の約1割を占めていることがわかる（表1参照）。

輸出先国としては、1位が中国（23%）、2位がブラジル（18%）と他を大きく引き離しており、以下、オランダ（5%）、アルゼンチン、米国、ベネズエラ（それぞれ4%）と続いている（14年）。輸出品としては、1位が大豆（16%）、2位が牛肉（14%）、3位が木材パルプ（9%）、4位が乳製品（8%）となっている。

主なフリーゾーンの概要

(1) コロニア（コロニア県、工業）

1923年設立。ペプシの原液等各種飲料の原料を生産しているPepsico社の工場等がある。同工場は日本を含むアジア、北中南米、欧州、大洋州へ輸出している。

(2) ヌエバ・パルミラ（コロニア県、国営、商業・ロジスティックス）

23年設立。ヌエバ・パルミラ港内にある。穀物保管

表1　ウルグアイの財の輸出（フリーゾーン含む）ウルグアイのフリーゾーン所在地

	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ウルグアイ国内からの輸出（1）	5,425	6,725	7,999	8,690	9,121	9,101
木材パルプ輸出	405	716	624	576	686	873
ウルグアイ国内からフリーゾーンへの輸出（UPM フライベントス及びモンテス・デル・プラタ）	-186	-218	-227	-262	-301	-454
木材パルプ輸出小計（2）	219	498	397	315	384	420
医薬品輸出	44	45	74	81	84	80
ウルグアイ国内からフリーゾーンへの輸出（パルケ・デ・ラス・シエンシアス及びソナアメリカ）	-27	-24	-28	-35	-36	-29
医薬品輸出小計（3）	17	21	46	46	48	51
ペプシコによる輸出	429	481	493	500	500	505
ウルグアイ国内からフリーゾーンへの輸出（コロニア）	-2	-4	-4	-3	-3	-3
ペプシコによる輸出小計（4）	427	477	489	497	497	502
フリーゾーンからの輸出小計（2～4）	663	996	932	858	929	973
ウルグアイ国内及びフリーゾーン輸出総計（1～4）	6,088	7,721	8,931	9,548	10,051	10,074

出典：URUGUAY XXI, *Zonas Francas en Uruguay*『ウルグアイ21（投資・輸出促進機関）2015年1月』を基に筆者作成

図1　ウルグアイのフリーゾーン所在地

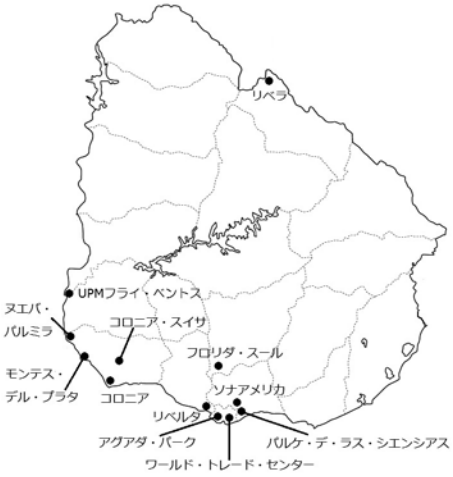

フリーゾーン・ソナアメリカ
提供者：フリーゾーン・ソナアメリカ（ZONAMERICA）

用サイロ等の施設を備えており、ウルグアイの大豆、小麦等の輸出の他、バージ船で運ばれるパラグアイ、ボリビアからの大豆等、フライ・ベントス・フリーゾーンからの木材チップの大型船への積み替えも行われている。穀物は、中国、欧州、中東、ブラジル等、チップは中国、欧州に輸出。

(3) ソナアメリカ（モンテビデオ県、混合型）

90年設立。ウルグアイ及びベルギー資本。米国、ヨーロッパ、アジア、南米の企業約350社が、主に南米のロジスティックス拠点、サービス拠点（金融コンサルタント、コールセンター等）、事務拠点を置く。

(4) コロニア・スイサ（コロニア県、混合型）

91年設立。メルコスールの出版社向け書籍等の印刷会社の工場及ロジスティックスセンター等がある。

(5) リベラ（リベラ県、工業）

93年設立。製材を中心とした工業団地。民営であったが、2002年から国が運営。

(6) リベルタ（サン・ホセ県、商業・ロジスティックス）

1994年設立。メルコスール向けの自動車・道路工事用重機等及び国内の免税店向け商品を扱う倉庫がある。

(7) フロリダ・スール（フロリダ県、商業・ロジスティックス）

94年設立。化粧品、靴等の500社に業務を委託され、ロジスティックス業務を行っている。

(8) UPMフライ・ベントス（リオ・ネグロ県、工業）

2004年設立。フィンランド資本。ウルグアイ国内から輸入した木材を原料に木材チップを生産し、ヌエバ・パルミラ・フリーゾーン経由で中国、欧州に出荷している。

(9) アグアダ・パーク（モンテビデオ県、サービス）

07年設立。ビル形式。IT関連、金融コンサルタント、法律事務所、港湾オペレーター等の企業がある。

(10) ワールド・トレード・センター（モンテビデオ県、サービス）

07年設立。ビル形式。コンサルタント業（経済情報提供、人材派遣）、IT関連、穀物取引、法律事務所等の企業がある。

(11) モンテス・デル・プラタ（コロニア県、工業）

08年設立。チリ・スウェーデン＝フィンランド資本。木材チップを生産するために開発され、14年6月操業開始。

(12) パルケ・デ・ラス・シエンシアス（カネロネス県、混合型）

09年設立。ドイツ資本。医薬品パッケージ工場及び同研究施設の他、医薬品等のロジスティックスセンターがある。パナマを中心とする中南米に輸出。

おわりに

ウルグアイのフリーゾーンはこれまで一定の成果を上げてきた。現在は、1987年に制定されたフリーゾーン法の内容をより国際社会の変化に対応したものとすべく、改正案が審議されている。同改正案では、フリーゾーン法で定められている目的に新たに高い技術を持った人材育成、技術革新の推進、経済活動の集中の回避などを加えることや、医療、娯楽、映像音響等のサービスに特化した新たな制度を加えることなどが含まれている。

日本との関係では、すでにいくつかの企業がウルグアイのフリーゾーンに進出しているが、冒頭に触れたバスケス大統領の訪日や、すでに署名されウルグアイの国内批准手続きの完了が待たれる日本・ウルグアイ投資協定の発効など、二国間経済関係強化の追い風となる要素も存在している。さらには隣国アルゼンチンの政権交代も日本企業によるメルコスールへの関心を高める契機と言え、ウルグアイにとっても良い機会となりえるのではないか。地理的には地球の真裏であり最も遠い国の1つではあるものの、今回紹介したフリーゾーンの存在などを十分に活用し、両国の経済関係が今後さらに発展していくことを期待したい。

（本稿の内容は筆者の見解を表したものであり、所属先の見解を代表するものではない）

（もりた　こういちろう　在ウルグアイ日本国大使館二等書記官）